

「釧路市手話言語条例」の概要

手話は、日本語と異なる言語であり、ろう者のコミュニケーションや、思考や感情の基盤となるものとして、ろう者の間で大切に育まれてきました。

しかし、長年にわたり、手話は言語として認知されず、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきた中で、ようやく平成23年の障害者基本法の一部改正において、言語に手話が含まれることが規定されました。

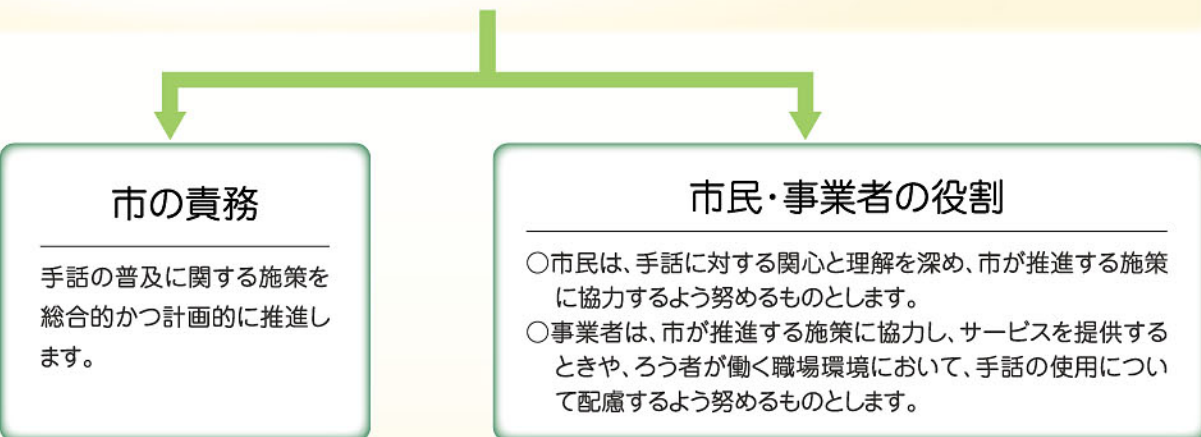
このような状況の下、ろう者が安心して暮らすことができるよう、市民一人一人の手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境を整備していくことが必要となっています。

目的

手話の普及に関して、「基本理念」を定め、「市の責務」と「市民及び事業者の役割」を規定し、ろう者であるかないかによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に住み慣れた地域で心豊かに暮らすことができるまちづくりの実現を目指します。

基本理念

「手話が言語であること」と「ろう者が意思疎通のために手話を使用することを保障される権利を有すること」を前提として、「全ての市民が、相互に人格と個性を尊重し合うこと」を基本に、手話の普及は行われなければならないことを定めています。



《手話啓発推進委員会の設置》
手話の普及に関する施策に、ろう者、手話通訳者その他の関係者の意見を反映するため、手話啓発推進委員会を開催します。

手話の普及に向けて、さまざまな事業に取り組んでいます

《手話講座の実施》

初めての方向けに簡単な手話を学んでもらうため、市民や事業者を対象にした手話講座を実施しています。



子ども向け手話講座の様子



大人向け手話講座の様子

《手話通訳者の派遣》

手話を必要とする方の支援と合わせて手話への理解を深めてもらうため、市主催の講演会、シンポジウム等に手話通訳者を配置しています。



聴覚に障がいのある方の参加が見込まれるイベント等への派遣も可能ですので、障がい福祉課へお問い合わせください。

講演会に配置した手話通訳者

《手話動画の配信》

手話をより多くの方に知ってもらい、わかりやすく覚えてもらうため手話動画の配信を始めました。年4回配信します(6月・8月・11月・2月)
(市のホームページ内で「手話動画」で検索してください。)

- 平成28年度
- 第1回 手話動画配信市長メッセージ「あいさつしてみよう編」
 - 第2回 話しかけてみよう編
 - 第3回 感情を表現してみよう編
 - 第4回 応対してみよう編



手話でメッセージを送る「蝦名市長」



手話動画「あいさつしてみよう編」

右記のQRコードをスマートフォンなどのバーコードリーダーで読み取ると、障がい福祉課の手話動画ホームページにつながります。



「聞こえ」について

聞こえないことについて、知ってほしい大切なこと

全く聞こえず補聴器を利用できない人、補聴器を利用することで会話が可能な人、補聴器を活用しても雑音と声を聞きわけることができない人など、聞こえにくい人から全く聞こえない人まで様々です。

日常生活で知ってほしいこと

- 周りからは、聞こえが不自由であることが気づかれにくく、無視されていると誤解されがちです。
- 幼い頃から聞こえない方は、発音が苦手だったり、読み書きが苦手な人もおり、日本語の文章で説明されても十分に理解できない人もいます。
- 話している相手の口の動きを読み取り、聞こえの不自由さを補っている人がいます。
- 駅の構内やバス・電車では音声アナウンス、避難を促すアナウンス、警報や車のクラクションや自転車のベルなどの危険を知らせる音に気付くことが困難です。
- 声や音が聞こえにくいと、周りで何が起きているのかわからず不安です。
- 後ろから声をかけても気づかないことがあります。